

# 組立保険制度

## 組合員の皆さまの工事資材、工事物件を守ります

組立保険は、組合員の皆さまの工事資材や工事物件をお守りします。最近では損害賠償に対する認識が高まり、第三者損害賠償制度には多くの組合員さまが加入しています。しかしながら、組合員さまに損害賠償が発生しない工事用資材の盗難や工事物件の火災などは第三者損害賠償制度では補償されません。そのため、組立保険をご用意しております。工事ごとに組立保険に加入している組合員さまも多くいらっしゃると思いますが、この制度では年間包括して加入ができ、加入費も工事ごとに加入するより割安です。また、手続きも年に1回で済むため、組合員の皆さまの事務処理も簡素化されます。

### 1 加入資格

全日本電気工業組合連合会の会員である各都道府県電気工事(業)工業組合に所属する組合員

### 2 被保険者(保険の補償を受けられる方)の範囲

- ① 組合員(ご加入者)
- ② ①のすべての下請負人
- ③ 工事の発注者
- ④ 工事の元請負人
- ⑤ 保険の目的にリース物件が含まれている場合はそのリース業者

### 3 対象工事


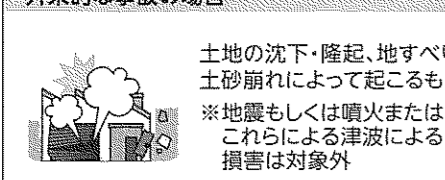
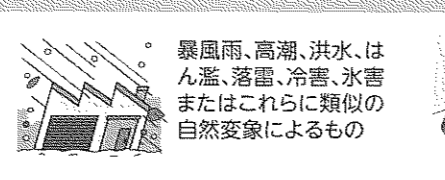
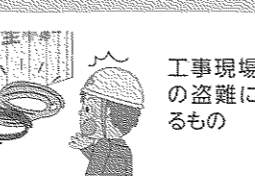

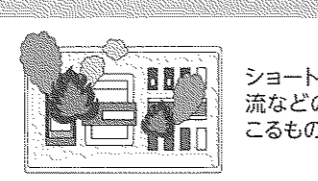
1 電気工事	2 電気通信工事	3 管工事	4 消防施設工事	5 ①～④までに掲げる工事に伴う建設業法上の専門工事
--------	----------	-------	----------	----------------------------

### 4 保険期間

平成29年4月1日午前0時から平成30年3月31日午後12時までの1年間  
 中途加入は、申込月の翌月1日午前0時から平成30年3月31日午後12時までとなります。  
 中途加入の手続きは毎月20日が締切日となっておりますので、締切日を過ぎた場合は翌々月1日午前0時からの補償となります。

### 5 補償内容

工事現場において、不測かつ突発的な次のような事故によって保険の対象に生じた損害に対して保険金をお支払いします。

施工上の作業に伴い発生する事故の場合	
 <p>① 作業員、従業員または第三者の取扱い上の未熟、拙劣、過失などが原因となって起こるもの</p> <p>② 組立作業の欠陥が原因となって起こるもの</p> <p>③ 設計、材質、製作の欠陥が原因となって起こるもの</p> <p>など</p>	
外来的な事故の場合	
 <p>土地の沈下・隆起、地すべり、土砂崩れによって起こるもの                  ※地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害は対象外</p>	 <p>暴風雨、高潮、洪水、はん濫、落雷、冷害、氷害またはこれらに類似の自然変象によるもの</p>
 <p>工事現場での盗難によるもの</p> <p>など</p>	
その他の事故の場合	
 <p>火災、爆発、破裂によるもの</p>	 <p>ショート、アーク、スパーク、過電流などの電氣的現象によって起こるもの</p> <p>など</p>

## 6 保険の対象

### ■ 工事現場における次のものをいいます。

- ① 工事の目的物(工事の対象となっている機械、機械設備、装置など)
- ② 上記1に付随する仮工事の目的物(支保工、支持枠工、足場工、防護工など)
- ③ 上記1および2の工事のために仮設される電気配線(含む配電盤)、電話、伝令設備、照明設備および保安設備
- ④ 現場事務所、宿舍、倉庫その他の工事用仮設建物およびこれらに収容されている什器・備品(家具、衣類、寝具、事務用具および非常用具にかぎります。)
- ⑤ 工事用材料および工事用仮設材

※上記1は新たに据付・組立などを行う「物」そのものことで、請負契約上、完成後に引渡しをする工事物件(請負契約のない工事の場合は、完成させることを目的とする工事物件)を指します。据付・組立作業などに伴い、既設建物の壁・天井や既設の機械・装置などに作業を加えた場合でも、既設建物の壁・天井や既設の機械・装置などは「工事の目的物」に含まれません。

### ■ 次のものは、保険の目的に含まれません。

- ① 据付機械設備(クレーン)等の工事用仮設備(据付費および付帯設備工事費を含みます。)
- ② 航空機、船舶または水上運搬用具、機関車、自動車その他の車両
- ③ 設計図書、証書、帳簿、通貨、有価証券その他これらに類する物
- ④ 触媒、溶剤、冷媒、熱媒、ろ過剤、潤滑油その他これらに類する物
- ⑤ 原料または燃料その他これらに類する物

## 7 ご加入コースについて

### STEP1 工事の対象を選択いただきます。

安心プラン(公共工事・民間工事を補償)      限定プラン(公共工事のみ補償)

※公共工事とは、対象工事の中で、発注者が「国および地方公共団体ならびにこれらの機関およびこれらに準ずる法人」であるもの。なお、JR関連の工事(JR各社すべて)は公共工事を含みます。

### STEP2 支給材料に対する補償の仕方でもコースを選択してください。

	Aコース(支給材料補償あり) 支給材料の前年実績の金額の申告が可能な場合	Bコース(支給材料補償あり) 支給材料の補償は必要だが、支給材料の前年実績が不明な場合	Cコース(支給材料補償なし) 支給材料の補償が不要な場合
支給材料補償	保険期間中のすべての支給材料を補償	支給材料を特約により補償 補償金額:保険期間中の各工事の請負金額の10%あるいは20万円のいずれか大きい金額	支給材料の補償なし
申告対象	平成27年7月1日から平成28年6月30日までに迎えた決算期における対象工事の完成工事高(消費税込)+支給材料金額	平成27年7月1日から平成28年6月30日までに迎えた決算期における対象工事の完成工事高(消費税込)	平成27年7月1日から平成28年6月30日までに迎えた決算期における対象工事の完成工事高(消費税込)
保険金額	保険期間中の対象工事ごとの請負契約金額(支給材料を加算した額)	保険期間中の対象工事ごとの請負契約金額+支給材料補償(保険期間中の各工事の請負金額の10%あるいは20万円のいずれか大きい額)	保険期間中の対象工事ごとの請負契約金額(支給材料は含まれません。)
総保険金額(加入費算出基礎)	①完成工事高 0,000円    ③対象外工事 0,000円 ②支給材料 0,000円    ④総保険金額(①+②-③) 0,000円 ※千円単位は切り上げてご記入ください。	①完成工事高 0,000円    ③対象外工事 0,000円 ②支給材料 0,000円    ④総保険金額(①-③) 0,000円 申告不要 ※千円単位は切り上げてご記入ください。	①完成工事高 0,000円    ③対象外工事 0,000円 ②支給材料 0,000円    ④総保険金額(①-③) 0,000円 申告不要(補償対象外) ※千円単位は切り上げてご記入ください。
年間加入費計算式	総保険金額×0.93*÷1,000=加入費 ※1円単位四捨五入 ※中途加入の加入費は別途お問い合わせください。	総保険金額×1.23*÷1,000=加入費 ※1円単位四捨五入 ※中途加入の加入費は別途お問い合わせください。	総保険金額×0.93*÷1,000=加入費 ※1円単位四捨五入 ※中途加入の加入費は別途お問い合わせください。

\*加入費料率には0.13%の運営費が含まれております。(運営費とは、この組立保険制度の運営上必要な費用に充当するものです。)

完成工事高	7,325万円	支給材料	1,000万円	対象外工事	1,890万円
計算例	Aコース加入の場合 総保険金額=7,325万円+1,000万円-1,890万円=6,435万円 加入費(年間)=64,350,000×0.93÷1,000=59,845.5円			加入費(年間)59,850円 ※1円単位四捨五入	

- #### 対象外工事について
1. 工事の主体として解体、撤去、分解または土木・建築(改築改修を含みます。)とする工事は組立保険ではお引き受けできないため「対象外工事」として除外してご申告ください。
  2. ジョイントベンチャー(JV)工事で、共同施工方式は対象外のため、「対象外工事」としてください。なお、限定プラン(公共工事のみ補償)を選択される場合、「民間工事」の完成工事高は「対象外工事」としてください。
  3. 前年に売上高実績のない新規事業者においては、保険加入前に着手した工事は補償の対象外となります。